

平成30年12月 6日

岐阜県立多治見工業高等学校
保護者 様

岐阜県立多治見工業高等学校
校長 有賀 昭人

学校感染症（インフルエンザ等）にかかった場合の対応について

感染症が流行しやすい学校では、感染症の蔓延を防ぐため出席停止などの措置を講じることが「学校保健安全法」により定められています。そのため、生徒が学校感染症にかかった場合は、本人の健康回復と他者への感染防止のために出席停止となります。医師の指示に従い休養してください。この期間については、通常の欠席とはなりません。

なお、感染症で欠席される場合は、下記のように連絡等をお願いします。また、感染症の症状がおさまって登校される際に、「様式1」または「様式2」の報告書を学級担任にご提出ください。

記

- ①感染が確認された時点で、必ず学校にご連絡ください。休日の場合は休日明けの朝で結構です。
(多治見工業高等学校 電話：0572-22-2351)
- ②自宅療養後、登校時に以下の「様式1」または「様式2」に、受診を証明できる書類（調剤明細書等で、患者名、日付、医療機関名、薬剤名等が記入されたもの）、またはその写しを添付して提出してください。医師による診断書や証明書は不要です。
※登校時に提出ができない場合は後日でも結構です。担任もしくは養護教諭に相談してください。
※医療機関において無料で発行していただける証明書があればそれでも結構です。

〈インフルエンザの場合〉 本校の様式「インフルエンザ受診・治癒報告書」（様式1）をご利用ください。

〈インフルエンザ以外の感染症の場合〉 本校の様式「学校感染症の報告書」（様式2）をご利用ください。

「多治見工業高校HP」よりダウンロード可能です。(https://school.gifu-net.ed.jp/tajimi-ths/index.html)

*出席停止となる感染症の種類と出席停止期間の基準

	病名	出席停止の基準
第2種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失、または5日間の抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	腫れが出た後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹（3日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状消退後2日を経過するまで
第3種	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで
	・コレラ・細菌性赤痢	病状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで
	・腸管出血性大腸菌感染症	※その他の感染症は必要があれば、学校医の意見を聞き、第3種の感染症として措置をとることができる疾患です。
	・腸チフス・パラチフス	
	・流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎 ・その他の感染症	